

東京都が二子玉川東地区再開発の権利変換を認可

3月14日、東京都は二子玉川東地区再開発事業の権利変換を認可しました。権利変換期日の3月29日以降、事業組合が主体となって動きが出て来ます。

権利変換とは…

権利変換とは再開発地域内の土地・建物についての権利者(土地所有者・借地権者・借家権者など)の権利が、再開発によって新しくできるビルなどに移されること。

この街と自然が破壊されないよう みんなの税金が再開発に使われないよう 世論を背に裁判と運動を強めます!

東京都も世田谷区も「すでに決定されたことに基づき進める」「法に基づき適正に行われている」と言い、住民の意見を聞こうとしません。私たちは引き続き広い世論を背に2つの裁判で戦います。

空が狭くなる!

建造物の形状を書写した天空イメージ

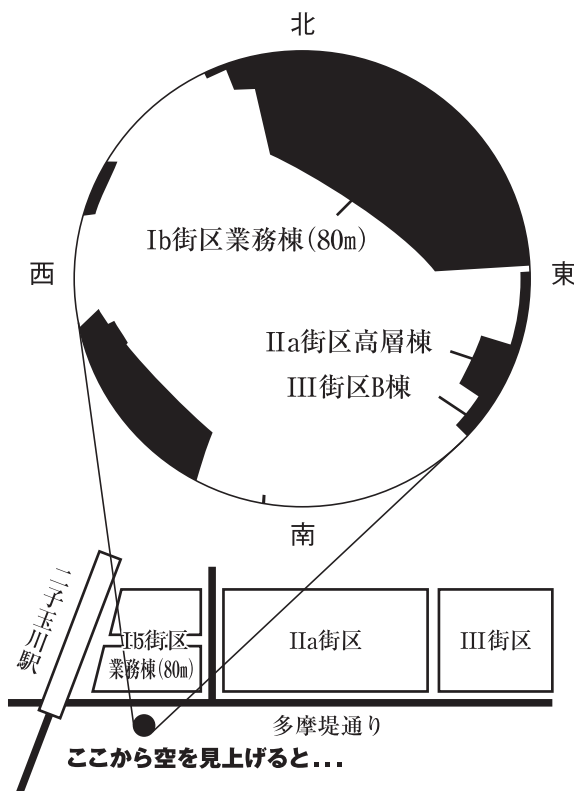
2つの裁判「民事裁判」と「住民訴訟」について

●**民事裁判**はいよいよ証拠調べの段階に入ります。周辺に住む者の目の前に空を覆う高く大きい建物を建てる不当性や、国分寺崖線と幹線道路に囲まれたこの地に多量の車をあふれさせ、空気を汚す問題を追及する予定です。周辺住民と専門家の証言もはじまります。

次の法廷は**4月26日午前11:30** 東京地裁505法廷にて行われます。

●**住民訴訟**は、再開発事業の違法性を述べ、東京都や世田谷区の違法な対応を追及し、それに対する税金投入をしないよう訴えていきます。

第1回法廷は東京地裁606法廷で**5月30日午前11:30**から行われます。原告代表が陳述する予定です。



～にこたま…水と緑と光と風と～

みなさまと手を携えて「住みやすい街づくり」の活動を広げていきます。「にこたまの環境を守る会」はみなさまのご意見をお待ちしております。

ステッカー希望、入会申込み等ある場合には、ホームページかFAXで問合わせ願います。



1枚100円で配布中です。